

平成22年3月12日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 上田雄一
3番 山口裕子
5番 大河内智
7番 古川盛義
9番 山口良広
11番 山崎鉄好
13番 前田法弘
15番 石橋敏伸
17番 小池一哉
19番 山口昌宏
21番 吉原武藤
23番 江原一雄
27番 高木佐一郎
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩
2番 浦泰孝
4番 松尾陽輔
6番 宮本栄八
8番 上野淑子
10番 吉川里巳
12番 末藤正幸
14番 小柳義和
16番 樋渡博徳
18番 大渡幸雄
20番 松尾初秋
22番 平野邦夫
26番 川原千秋
28番 富永起雄
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 局長 末次隆裕
次 長 筒井孝一
議事係 長 川久保和幸
議事係 員 森正文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
教	育	長	浦	郷		究
政	策	部	大	庭	健	三
政	策	部	角			眞
政	策	部	古	賀	雅	章
営	業	部	前	田	敏	美
営	業	部	伊	藤	元	康
く	ら	し	國	井	雅	裕
こ	ど	も	藤	崎	勝	行
ま	ち	づ	松	尾		定
山	内	支	牟	田	泰	範
北	方	支	岩	永		浄
教	育	部	浦	郷	政	紹
水	道	部	宮	下	正	博
総	務	課	山	田	義	利
財	政	課	中	野	博	之
企	画	課	橋	口	正	紀
選挙管理委員会	事務局	長	大	宅	敬	一
監査委員	事務局	長	大	曲	洋	一
農業委員会	事務局	次長	本	村	博	史

議 事 日 程 第 6 号

3月12日（金）13時開議

- 日程第1 新幹線と街づくり特別委員会報告（特別委員長報告）
- 日程第2 地域活性化特別委員会報告（特別委員長報告）
- 日程第3 常襲水害地・環境問題特別委員会報告（特別委員長報告）
- 日程第4 議会改革調査特別委員会報告（特別委員長報告）
- 日程第5 武雄市民病院問題調査特別委員会報告（特別委員長報告）
- 日程第6 第1号議案 武雄市老人福祉センター設置条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
- 日程第7 第2号議案 武雄市情報公開条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
- 日程第8 第3号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
- 日程第9 第4号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（質疑・総務常任委員会付託）
- 日程第10 第5号議案 武雄市屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例（質疑・建設常任委員会付託）
- 日程第11 第6号議案 武雄市小中学校設置条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
- 日程第12 第7号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
- 日程第13 第8号議案 武雄市設置による武雄市交通災害共済条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例（質疑・総務常任委員会付託）
- 日程第14 第9号議案 武雄市志久排水機場設置条例の一部を改正する条例（質疑・産業経済常任委員会付託）
- 日程第15 第10号議案 武雄市設置による北方町商工業者に対する設備資金借入利子補給に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例（質疑・産業経済常任委員会付託）
- 日程第16 第11号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定について（質疑・産業経済常任委員会付託）
- 日程第17 報告第1号 専決処分の報告について（質疑）

開 議 13時

○議長（杉原豊喜君）

皆さんこんにちは。前日に引き続き本日の会議を開きます。
市長から提出されました第36号議案を追加上程いたします。
日程に基づき、議事を進めます。

日程第1～第5 新幹線と街づくり特別委員会報告～武雄市民病院問題調査特別委員会報告

日程第1．新幹線と街づくり特別委員会の報告から日程第5．武雄市民病院問題調査特別委員会の報告までの5件を一括議題といたします。

順次特別委員長の報告をお願いいたします。

最初に、新幹線と街づくり特別委員会の報告を求めます。山口良広新幹線と街づくり特別委員会副委員長

○新幹線と街づくり特別委員会副委員長（山口良広君）〔登壇〕

新幹線と街づくり特別委員会の中間報告をいたします。

4月28日に九州新幹線武雄温泉－諫早間工事起工式、記念式典が開催されたことは、皆様御承知のとおりでございます。その後、基準点測量及び中心くい打ち、さらには図面上に中心線のルートが示され、当委員会としまして4月21日に開催し、当該図面並びに現場での中心くいを確認いたしました。これまではイメージだけのものでしたが、図面上のルートを見ることは武雄市として大きな一歩を感じました。これをもとに道路、河川等の管理者との協議がなされるとの説明を受けました。

また、8月30日の衆議院議員選挙での政権交代がございました。新政権の組閣を待ち、11月2日に委員会を開催しました。その時点での工事の進捗状況は、地質調査、中心線周辺のボーリング調査30カ所が11月末をもって終了、また、俵坂トンネル西から長崎県側に向けて着工されておりました。

一方、政権交代により、本市として非常に心配しておりました整備新幹線の補正予算については全額維持となったものの、来年度概算要求で長崎－諫早区間が白紙との決定がなされたことは記憶に新しいと思います。今後の国の動向については、注視が必要であります。

また、委員会として、11月16日には商工会議所主催の「新幹線をビジネスチャンスとして活かす会」に出席し、民間の取り組みについて検証をし、それを踏まえ、11月17日に先進地でありました北陸新幹線の長野県佐久平駅周辺の環境整備、商工会議所の取り組みについて研修を行いました。ここでは新幹線の開業から10年ほどたっており、新幹線に限らず、高速

のインターを組み合わせた取り組みがなされておりました。観光客、都市圏への通勤者のベッドタウン化など一定の効果は出たものの、次の取り組みとして医師会、厚生連病院、市立病院が連携し、韓国や中国を初めとするアジアからの観光客誘致の医療観光整備がなされているのを見てまいりました。翌日は鉄道建設・運輸施設整備支援機構を訪問し、意見交換を行ったところです。機構も国の動向に注視をしているとのことでした。

今後、市長を初め、関係各位の御尽力により、国の動き、事業の進捗、区画整理事業との連動した課題、また、武雄市新幹線活用プロジェクトとのタイアップなど、観光資源である民間と行政が一体となって頑張ってもらいたいと思うところでもあります。複線化や高架による安全対策課題や各種市民ニーズを的確にとらえ、発生する負担金や国の動向などの情報は市民の皆様へ十分伝えてほしいと思っています。今後の工事に伴い、資金が投入されます。それによる市内経済の活性化に期待いたします。

以上、中間報告といたします。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、地域活性化特別委員会の報告を求めます。末藤地域活性化特別委員長

○地域活性化特別委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

こんにちは。地域活性化特別委員会の中間報告をいたします。

平成21年7月14日に特別委員会を開催し、本市の地域活性化事業の現状と今後について執行部から説明を受けました。

その内容は、武雄市北部土地区画整理事業、協働まちづくり地域交付金、定住促進事業、地域公共交通事業について説明を受け、その後、委員の方から活発な質疑や意見が出ました。

主な質疑の内容を言いますと、定住促進事業については、そのメニューの利用状況やその成果について質疑がありました。

執行部からは、移住体験の長期体験、短期体験それぞれに3組の利用があり、そのうちの御夫婦1組が、特区地区ではありませんが、東川登町に移住されたこと、また、若い男性1人が山内町に農業体験で通っておられるとの説明を受けました。

ほかにも地域公共交通事業について、特に若木町から高校等への送迎を自家用車でされている方たちから、朝の登校時にバスを1本ふやすことができないかといった声があるという委員からの意見があり、執行部としても今後そういった地元ニーズの調査を行い、地域公共交通審議会において見直しを行っていただくことで、より利用しやすい公共交通としていきたいという答弁がございました。

また、平成21年10月26日から28日にかけて、沖縄県うるま市、名護市で行政視察を行いました。

うるま市では「環金武湾^{かんきんわん}QOLプロジェクトにおけるリーディングプロジェクトについて

て」、名護市では「中心市街地活性化プロジェクトについて」、また、両市においては人口が増加されておりますので、それぞれに人口増加の秘訣となっている施策について研修を受けたところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、常襲水害地・環境問題特別委員会の報告を求めます。樋渡常襲水害地・環境問題特別委員長

○常襲水害地・環境問題特別委員長（樋渡博徳君）〔登壇〕

常襲水害地・環境問題特別委員会の中間報告をいたします。

委員会では、8月に東京都の神田川環状7号線、これは洪水時の地下調整池ということで、これを研修に行きました。これは洪水時に約54万立米を貯留するというものでありますが、環状7号線という道路の地下60メートルのところに、4キロにわたり直径12メートルのトンネルを設置して洪水時に調整しようという設備でございました。

私どもが見学したときは半分の2キロが完成ということだったのですが、2キロの稼働で費用のほうは、道路の下60メートルのトンネルですから、結構かかっておりました。その計画の約50%の稼働でも地下調整池の活用により被害を最小限に抑えることができるということでありました。

そこで、調整池の重要性を痛感したところでありますが、本市においては民間の施設、これは例の採石場のくぼ地跡ですけど、400万立米ですね、約10倍を貯留するという調整池となり得るものがありまして、早速8月の末には委員会でその現地も視察に行きました。

10月には提案活動趣旨等の協議検討をし、26日に武雄河川事務所へ要望活動を行い、同日午後には国土交通省九州整備局への要望活動を行いました。

内容は、六角川の治水安全度を高めるための上流部における洪水調整機能の、いわゆるこのくぼ地の調査研究を強く要望し、加えて昨年同様に常襲水害のおそれのある家屋については、河川改修等のハード整備と並行して、家屋移転補償制度等のソフト事業創設を含めた対策の推進を切に訴えてきたところであります。

また、1月12日、13日には議長、建設委員長、そしてまちづくり部長と同行いたしまして、提案活動を行ったところであります。その結果としては、非常に前向きな姿勢というのですか、そういうことを感じてきたところであります。

市民の安心・安全、生命、財産を守るということは行政の大変重要な責務であります。常襲水害地・環境問題特別委員会というものは全国でも武雄市だけと聞いておりますが、水害地帯を抱える本市ではまだまだ活動の途中であると思っております。また、さらなる環境整備を考察するためにもこの委員会が存続するよう希望いたしまして、特にこの採石場跡のくぼ地利

用の調整池構想は期成会も発足されて、本格的に動き出したところであります。4月以降はこの委員会も再編されて新委員会として動かれると思いますけど、この調整池の実現に向けて今まで以上に努力していただくことを願って、私の報告とします。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、議会改革調査特別委員会の報告を求めます。川原議会改革調査特別委員長

○議会改革調査特別委員長（川原千秋君）〔登壇〕

議会改革調査特別委員会の中間報告を行います。

本委員会におきましては、前年度に引き続き委員長報告についてと、新たにクールビズの対応についての協議を行いました。

委員長報告については、従来、議案番号順に委員長が報告のため登壇しているのを、委員会ごとに報告し、登壇回数を減らすことができないかということでございます。

協議の結果、委員会付託ごとに一括して報告、質疑を受けることとし、その後、議案ごとに討論、採決を行うことで意見の一致を見たところでございます。

また、クールビズの対応については、佐賀県において地球温暖化を防止するために「夏のエコスタイル2008 SAGAキャンペーン」を実施しており、武雄市に協力依頼の文書が来ていることもあり、その実施について協議を行ったところでございます。

協議の結果、地球温暖化の防止に対応するとともに、県内の取り組み状況を勘案し、上着は着用とするが、ノーネクタイでもよいということになりました。

以上のとおり、委員長報告及びクールビズの対応について、議会改革調査特別委員会での決定を見ましたので、その結果について議長に報告をいたしたところでございます。

また、先進的な議会の活性化と議会改革の取り組みをしている島根県松江市に、平成21年7月16日から17日の2日間、行政視察に行っていました。

視察の内容については、議会改革の検討内容と検討結果、また議会基本条例、それに反問権、それらについてございまして、当委員会でも今後、議会改革を検討していく上で大いに参考になったところでございます。

以上で議会改革調査特別委員会の報告といたします。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、武雄市民病院問題調査特別委員会の報告を求めます。黒岩武雄市民病院問題調査特別委員長

○武雄市民病院問題調査特別委員長（黒岩幸生君）〔登壇〕

こんにちは。武雄市民病院問題調査特別委員会の報告をいたします。

武雄市民病院につきましては、平成22年1月29日に閉院及び引き継ぎ式が、また2月1日

には巨樹の会による新武雄病院の開院式がとり行われましたことは皆様御承知のとおりでございます。

武雄市民病院問題調査特別委員会は、2月1日の経営移譲に先立ちまして、武雄市民病院が保有する医療器械等について協議をいたしました。懸案の医療機器につきましては、平成22年1月31日現在で757機器、残存価格は2億904万205円であります。この中には国から無償で譲渡された機器や耐用年数が過ぎた機器類等も含まれており、実際に使用できない機器類も多数あります。また、巨樹の会は新病院の建設を計画しており、1月15日には武雄市新病院建設安全祈願祭がとり行われたところでございます。

以上のようなことから、武雄市民病院が保有する医療機器類等については、市民の医療を守る立場から旧武雄市民病院の施設を利用して医療を継続していただき、市民の安全・安心を確保してもらうために、旧武雄市民病院で医療が行われている間、巨樹の会に無償で貸与するという事です。また、新しい病院での医療が開始されるときまでに、有償を基本に巨樹の会が必要とする機器類等を精査し、議会に報告していくということでありました。

以上で武雄市民病院問題調査特別委員会の報告といたします。

○議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

ただいまの報告はいずれも中間報告でございますので、この程度にとどめたいと思います。以上で各特別委員会の報告を終わります。

これより議案審議を開始いたします。

日程第6 第1号議案

日程第6. 第1号議案 武雄市老人福祉センター設置条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

○國井くらし部長〔登壇〕

それでは、第1号議案 武雄市老人福祉センター設置条例につきまして補足説明を申し上げます。

議案書の1ページ、2ページでございます。

この議案につきましては、老人の福祉の増進を図ることを目的とした老人福祉センターの設置に伴い、条例を制定するものでございます。

第1条では老人福祉法第15条第5項の規定に基づく設置を、第2条では同センターの名称及び位置を、第3条では同センターが行う事業、さらに第4条では市内に住所を有する60歳以上の者の利用者の範囲について規定するものであります。

第5条では利用の制限を、第6条では使用料として100円、その他については200円といたすものであります。第7条では使用料の減免、第8条では使用料の不還付、また、第9条では利用者が同センターの建物、備品等に損傷を与えた場合の損害賠償を、さらに第10条では

委任について制定するものでございます。

附則で、平成22年4月1日からの施行といたしております。

以上で第1号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第1号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第7 第2号議案

日程第7. 第2号議案 武雄市情報公開条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

第2号議案 武雄市情報公開条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。議案書3ページでございます。

この条例改正につきましては、公文書の開示の請求者の対象について、「何人も」に拡大するため改正を提案するものでございます。

これまで公文書の開示の請求権者については、市内に住所を有する者、市が行う事務事業に利害関係を有する者等に限定、また、これら以外の方からの請求については、大量請求等を懸念し、あくまでも任意的な開示の申し出とし、不服申し立ての対象としないこととしておりました。

今回、市が保有する情報に対するニーズの広域化、県内の自治体の状況等の観点から検討を行い、市民以外の方にも広く公開することがより開かれた市政の推進につながるものと考え、提案するものでございます。

条例の施行日については、平成22年4月1日からとしております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第2号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第8 第3号議案

日程第8. 第3号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

第3号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書4ページでございます。

この条例につきましては、国家公務員の給与法が改正され、本年4月1日から時間外勤務に関し新たな制度が導入されますことから、武雄市職員の時間外勤務についても国に準じた制度の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、特に長い超過勤務を強力に抑制するといった目的で、職員が月に60時間を超える時間外勤務を行った場合、その60時間を超える部分について、後日、代休時間を与えるか、もしくは超勤の割り増し率を上乗せして賃金を支払うものでございます。労働基準法についても同様の内容で改正が行われ、長時間労働の抑制に向け、本年4月1日から新たな制度運用がなされるところでございますが、地方公務員も労働基準法の適用を受けますので、この点からも条例の改正が必要となるものでございます。

なお、改正に当たっては、武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び武雄市職員の給与に関する条例の2つの条例が関連いたしますので、一括して改正条例を提案するものでございます。

条例の施行日は、平成22年4月1日からとしております。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第3号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第9 第4号議案

日程第9. 第4号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

第4号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書7ページでございます。

この条例につきましては、国家公務員に準じ、退職手当に対する新たな支給制限や返納等の制度を創設するため、条例の改正をお願いするものでございます。

現行制度では、懲戒免職処分を受けて退職した者や地方公務員法第28条第4項による失職の場合には退職手当の全部を支給しないこととされておりますが、非違行為の発生を抑制するといった目的から、1、退職後においても在職期間中に懲戒免職を受けるべき行為をしたと認められるに至った者については、退職手当の全部または一部を返納させることを可能とすること、あるいは2、調査の結果、犯罪があると思われるに至ったとき、退職手当を支払うことが公務の信頼性を損なうと認められる場合は退職手当の支給を差しとめることができるなど、新たな支給制限を設けるものでございます。

また、これらの処分に当たっては市長の諮問機関として退職手当審査会を設置することにいたしておりますが、この審査会の委員につきましては非常勤の特別職として位置づけ、武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正により、その報酬を月額5,000円として報酬表への追加をお願いしているところでございます。

なお、条例の施行日は平成22年4月1日からとしております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第4号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第10 第5号議案

日程第10. 第5号議案 武雄市屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

第5号議案 武雄市屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書20ページでございます。

今回の改正は、平成20年度より佐賀県からの権限移譲により武雄市が事務を行っております屋外広告物の設置許可に係る手数料について、佐賀県屋外広告物条例の一部改正に伴い改正するものでございます。

改正の内容であります。第2条につきまして、県条例の改正に伴い、一定面積以上の自家用広告物も許可対象に追加されましたので、第6条第5項等の規定を追加するものであります。

別表につきましても、県条例の改正にあわせ、第2号の「（建植以外のもの）」を削除し、「立看板又は広告旗」に改め、第6号の「はり札、看板又は立看板（建植のもの）」を「は

り札」に改め、字句の整合をとっております。

また、申請手数料そのものは変更になっておりませんが、備考2及び3の煩雑な記述を削除し、備考2に許可期間が1年を超える場合、1年につき5割を加算することを新たに規定しております。また、許可期間は最長3年で、以降は更新申請することになります。

なお、本条例の施行日は平成22年4月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第5号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第5号議案ですけれども、佐賀県屋外広告物条例の一部改正ですね、これが県から武雄市に権限が移譲したというときにも論議をした経緯があるんですけどね、結局、これが一番最初県で条例化されたときに、政治活動に伴う、いわば集会の案内だとか、そういうことは対象にしないというのがあったんですね、一番最初の広告物条例の中にね。そこで伺いたいですけれども、これが現在どうなっているのかということと、営業活動、あるいは経済活動に伴う広告物と、いわば政治活動に必要な集会の案内とかポスターだとか立て看板だとか、そういったのはおのずと違うんですね。そういうこともありますので、これがどういうふうになってきているのかですね。結局、罰則があるわけでしょう。そして、表現の自由との関係でどうなってきたのか、その辺の経過を答弁いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

政治活動に伴うところの看板等の広告物といいますか、それにつきましては適用除外と、許可は要しないということになっております。ただ、禁止場所ですね、禁止区域と禁止物件については設置できない。その政治活動のものは設置できないと。それ以外のところは許可を要しないというふうになっております。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

今、平野議員の質問の中に政治用のともありましたけれども、その商業用と一般の生活のお知らせ、区のお知らせとかですね、それとの違いのことも言われたと思うんですけども、その点についてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

松尾まちづくり部長

○松尾まちづくり部長〔登壇〕

地域のお祭りがどうありますよとか、そういうものについては適用除外でございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第11 第6号議案

日程第11. 第6号議案 武雄市小中学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。浦郷教育部長

○浦郷教育部長〔登壇〕

第6号議案 武雄市小中学校設置条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書21ページでございます。

これにつきましては、武雄市立西川登小学校矢筈分校の児童数の減少に伴い、同分校を廃止したいということで条例改正を提案しているところであります。

この条例につきましては、平成22年4月1日から施行ということで考えております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第6号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第12 第7号議案

日程第12. 第7号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。藤崎こども部長

○藤崎こども部長〔登壇〕

第7号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案書22ページをお願いします。

現在、御船児童クラブは御船ヶ丘小学校体育館のミーティングルームで開設、運営をしておりますが、利用児童者登録数が90名を超えており、児童に対して手狭で安全確保が難しい状態でありました。そこで、この状況を解消するため、体育館の西側に御船児童クラブ専用

棟2クラブを建設中であります。平成22年4月1日から今までの1クラブを2クラブに分割して運用することになりますので、条例第2条の名称及び位置を改正するものでございます。

条例の施行期日は、平成22年4月1日としております。

以上で補足説明を終わります。どうかよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第7号議案に対する質疑を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野邦夫君）〔登壇〕

児童数との関係もありますけれども、例えば、今、1年生から3年生までですよ。これが4年生という希望が出てくる——現に聞いているわけですが、そうした場合の基準、いわば厚労省が示している基準ですね。いわゆるマンモス化したときに何名以上とか、そういう基準を示していただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

藤崎こども部長

○藤崎こども部長〔登壇〕

1クラブの国の基準としては大体50名程度となっておりますが、昨年度、71名以上になりますと補助金がカットされるというふうなことになっております。

また、1年から3年までというのは国の基準でありまして、今のところ、4年生までというふうな要望もあっておりますけれども、現在では武雄市では3年生までというふうなことで考えております。

ただ、障がい者等がそういうふうなことで希望される方は今後考えて、入所がどうなるか検討したいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

この2つを分離してですね、何か事前に尋ねたところでは地区割というふうなことを言われたんですけども、どういうふうな地区、均等になるようにしてあるのか、その辺の地区割の基準というんですかね、そういうふうなことをお答えください。

○議長（杉原豊喜君）

藤崎こども部長

○藤崎こども部長〔登壇〕

現在、御船児童クラブにつきましては、武雄居住者が2月末で50名、そしてまた、富岡、永島、昭和居住者が47名となっておりますので、区分につきましては御船ひかりっこクラブのほうが大字武雄居住者、御船ゆめっこクラブにつきましては大字富岡、永島、昭和居住者のほうを通園区分とするようにいたしております。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

永島のほうは分離していないと思うんですけども、武雄のほうは同じ区で両方あるところはいいんですかね。そういうことはないですか。同じ区の中に富岡と武雄が入っている区もあるから、区の人が二手に分かれることはないですか。

○議長（杉原豊喜君）

藤崎こども部長

○藤崎こども部長〔登壇〕

通園区分につきましては大字武雄ということでございますので、何か支障等が出ましたら今後検討したいと思っております。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

所管の委員会で論議をしたいと思うんですが、その前に記録に残してほしいからあえて質問します。

この児童クラブの分離に伴う指導というんですか、預かる、何というんですかな、先生じゃないですね、職員の人……（「指導員」と呼ぶ者あり）指導員。指導員の資格、能力、そういうことについてはこの中には出てこんわけですか、ちょっとその点だけお伺いします。

○議長（杉原豊喜君）

藤崎こども部長

○藤崎こども部長〔登壇〕

募集に対しましては、保育士、あるいは教諭、あるいはもう1つ、指導員ですね、資格を持った人を募集して採用しているところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

これは質疑ですから総括で結構ですけども、ちょっと気になったのは、人数を分離するとかクラブを分けるとかというときですね、人数によっては指導員の能力とか、そういうこと、それから資格の内容、放課後児童クラブは勉強を教えないところだということになっていきますけれども、よその放課後児童クラブで本当に学力が上がっている地域はそういう指導面でも能力のある人を採用しているとかですね、それから、例えば経験年数とか、そういう問題もありますので、人数等の関係の中でそういうことも視野に入れた人数の区分をするという条例なんですか、そこを聞きたいわけです。それなら質問になるでしょう。市長に聞い

ていないですよ。

○議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

提出権者は私でありますので、私から御答弁いたします。

条例の内容とこれがどうリンクするかは別にして、今後、いただいた意見については十分検討してまいります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第13 第8号議案

日程第13. 第8号議案 武雄市設置による武雄市交通災害共済条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

第8号議案 武雄市設置による武雄市交通災害共済条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例について補足説明を申し上げます。

議案書23ページでございます。

この条例につきましては、旧武雄市交通災害共済条例の失効に伴う経過措置期間の終了に伴い、条例を廃止するものでございます。

旧武雄市の交通災害共済制度については、合併をもって廃止し、合併後は佐賀県町村交通災害共済組合に加入していただいておりますが、廃止に伴う経過措置期間として、合併後1年に限り再加入を認め、その災害共済見舞金の請求期間を事故発生の年から2年としていたため、その最終請求期限が終了したことに伴うものでございます。

この条例の廃止に際し、附則第2条の武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正で交通災害共済審査会委員の削除、附則第3条で交通災害共済特別会計の廃止、附則第4条で交通災害共済基金の廃止をあわせて提案いたしております。

条例の施行日は、平成22年4月1日としております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第8号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第14 第9号議案

日程第14. 第9号議案 武雄市志久排水機場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。岩永北方支所長

○岩永北方支所長〔登壇〕

第9号議案 武雄市志久排水機場設置条例の一部を改正する条例について補足説明を行います。

志久地区鉱害被害者組合は炭鉱閉山後に鉱害復旧を求め結成されたもので、鉱害復旧は完了し、臨時石炭鉱害復旧法もなくなったところであります。本組合は排水機場の維持管理が主たる業務であることから、同組合の名称を志久排水機場維持管理組合に変更する旨の報告がなされたために、同条例第3条中の「志久地区鉱害被害者組合」を「志久排水機場維持管理組合」に名称を改めるものでございます。

条例の施行日は、22年4月1日からとしております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第9号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第15 第10号議案

日程第15. 第10号議案 武雄市設置による北方町商工業者に対する設備資金借入利子補給に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

○前田営業部長〔登壇〕

第10号議案 武雄市設置による北方町商工業者に対する設備資金借入利子補給に関する条例の失効に伴う経過措置を定める条例を廃止する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の25ページでございます。

本議案は、武雄市の設置による北方町商工業者に対する設備資金借入利子補給に関する条例の失効に伴い、武雄市における必要となる経過措置を定めておりましたが、その経過措置期間の終了に伴い条例を廃止するものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からといたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第10号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第16 第11号議案

日程第16. 第11号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。牟田山内支所長

○牟田山内支所長〔登壇〕

第11号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設の指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

議案書の26ページでございます。

本施設の指定管理につきましては、地方自治法及び本市の条例に定めるところにより指定管理者の指定を行っておりますが、本年3月31日に指定期間が終了いたします。つきましては、新たな指定管理者の選定を行うこととなりますが、当該施設の性格等を考慮して、設置目的を最も効率的に達成することができる団体として、黒髪の里運営協議会を指定管理者の候補といたしました。

この団体につきましては、庁内の選定委員会により審査し、当該団体が指定管理者として適切であると判断いたしましたので、指定管理者の指定に関する議案を提出するものであります。

指定の期間につきましては、平成22年4月1日から平成24年3月31日までといたしております。

以上、補足説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第11号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第17 報告第1号

日程第17. 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

報告第1号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書27ページでございます。

これにつきましては、職員が起こしました交通事故の損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により平成21年12月25日付で専決処分をし、御報告申し上げるものでございます。

事故の概要でございますが、平成21年11月24日午前10時10分ごろ、市役所敷地内で職員が公用車をバックした際に、既に駐車しておられた武雄市武雄町大字武雄4590番地、正木あけみさん所有の軽自動車に接触し、左後部バンパーを破損させたものでございます。

損害賠償の額につきましては97,371円でございます。

職員が基本的な注意を怠り、事故が発生しましたことに対しまして深くおわびを申し上げます。

なお、関係職員につきましては厳重に注意し、再発防止に努めるよう強く指導したところでございます。

以上、概要報告とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第1号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思えます。

日程第18 報告第2号

日程第18. 報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭政策部長

○大庭政策部長〔登壇〕

報告第2号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書28ページでございます。

これにつきましても報告第1号と同様、自動車の損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により平成22年1月8日付で専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げるものでございます。

事故の概要ですが、福祉課で行っております災害時要援護者訪問調査事業の調査員が業務によりレンタカーを運転中、朝日町中野の農道で路肩に駐車中の車両に接触してレンタカーを損傷したものでございます。

株式会社トヨタレンタリース佐賀との契約上、その場合の補償額は20千円との定めがございましたので、これを賠償したものでございます。

なお、関係課及び関係職員につきましては厳重に注意し、再発防止に努めるよう指導した

ところでございます。

以上、概要報告とさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第2号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本件は法令に基づき報告されたものであり、この程度にしたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 13時51分